

○長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

令和5年10月6日

条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、本市における軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第65条第1項の規定により条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第19条第6項中「レクリエーション行事を実施する」とあるのは「入所者のためのレクリエーション行事その他地域との交流行事を行う」と、省令第22条第2項中「規定」とあるのは「規定並びに長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第48号）第4条の規定」とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 軽費老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 軽費老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。

(身体的拘束等の報告)

第5条 省令第17条第4項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。